

○高知県・高知市病院企業団個人情報保護条例

平成15年2月28日

条例第2号

改正 平成17年2月25日条例第11号 平成18年12月8日条例第3号

高知県・高知市病院組合個人情報保護条例をここに公布する。

高知県・高知市病院企業団個人情報保護条例

題名改正 [平成17年条例11号]

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定め、高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）の機関が保有する個人情報に関し開示、訂正及び是正を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益に対する侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な企業団の運営の推進に寄与することを目的とする。

一部改正 [平成17年条例11号]

(定義)

第2条 この条例において、「実施機関」とは、企業長、議会（議長及び事務局に限る。）及び監査委員をいう。

追加 [平成18年条例3号]

(開示請求権)

第3条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示（当該個人情報が存在しないことの確認を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、未成年者又は成年被後見人の法定代理人以外の代理人にあっては、やむを得ない理由により本人自ら開示請求をすることが困難であると認められる場合に限り、開示請求をすることができる。

3 死者に関する個人情報の開示をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族

(2) 死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人

追加 [平成18年条例3号]

(準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、企業団の個人情報保護に関し必要な事項については、当分の間、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を準用する。

一部改正 [平成18年条例3号]

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年12月 8 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。